

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(奨励措置適用申請書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 奨励措置適用申請書は、条例第4条に規定する奨励措置(以下「不均一課税」という。)の適用の申請に係るものにあつては立地の日以後2月以内に、<u>条例第5条</u>に規定する奨励措置(以下「雇用奨励金の交付」という。)の適用の申請に係るもの _____ にあつては立地の日から起算して1年2月を経過した日以後1月以内に _____ 町長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(奨励措置適用申請書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 奨励措置適用申請書は、条例第4条に規定する奨励措置(以下「不均一課税」という。)の適用の申請に係るものにあつては立地の日以後2月以内に、<u>条例第5条第1項</u>に規定する奨励措置(以下「雇用奨励金の交付」という。)の適用の申請に係るもの<u>のうち同項第1号の規定による雇用奨励金の交付にあつては立地の日から起算して1年2月を経過した日以後1月以内に、同項第2号の規定による雇用奨励金の交付にあつては立地の日から起算して2年2月を経過した日以後1月以内に</u>町長に提出しなければならない。</p>
<p>(奨励措置適用申請書の添付書類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>雇用奨励金の交付の申請の場合にあつては、新規雇用従業員名簿、当該従業員を1年以上継続して雇用していることを証する書類並びに当該従業員が雇用の日の1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有していることを証する住民票等の書類</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(奨励措置適用申請書の添付書類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>雇用奨励金の交付の申請の場合にあつては、次に掲げる書類。</u></p> <p><u>ア 新規雇用従業員名簿</u></p> <p><u>イ 当該従業員を継続して雇用していることを証する書類</u></p> <p><u>ウ 住民票の写しその他当該従業員が雇用の日の1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有していることを証する書類</u></p> <p><u>エ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)の写し</u></p> <p><u>オ 障害者であることを証する書類(条例第5条第2項の規定による加算を受けようとする場合に限る。)</u></p> <p>(8) (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p>[別添のとおり]</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4号様式(第6条関係)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p>[別添のとおり]</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4号様式(第6条関係)</p>

[別添のとおり]

～略～

[別添のとおり]

～略～

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行
する。

(現 行)

第2号様式 (第4条関係)

奨励措置 (雇用奨励金) 適用申請書	
年 月 日	
(あて先) 寒川町長	
(申請者) 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号	印
寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置 (雇用奨励金) の適用を受けたいので、次のとおり申請します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
立地年月日	年 月 日
投下資本額	円
事業所の産業分類及び業務内容	産業分類 業務内容
対象となる新規従業員数	人
交付申請額	(従業員1人 30万円× 人) (障害者加算 10万円× 人)
備 考	

(改正案)

第2号様式 (第4条関係)

奨励措置 (雇用奨励金) 適用申請書	
年 月 日	
(宛先) 寒川町長	
(申請者) 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号	印
寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置 (雇用奨励金) の適用を受けたいので、次のとおり申請します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
立地年月日	年 月 日
投下資本額	円
事業所の産業分類及び業務内容	産業分類 業務内容
対象となる新規従業員数	人
交付申請額	(従業員1人 ____万円× 人) (障害者加算 10万円× 人)
備 考	

(現 行)

寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置
適用申請の際にご提出いただく書類

固定資産税等の課税免除・不均一課税		
1	奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）適用申請書	<input type="checkbox"/>
2	土地の売買契約書、建物の工事請負契約書（売買契約書）の写し、土地、建物が賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
3	土地、建物及び償却資産に対する投下資本額を証する書類	<input type="checkbox"/>
4	事業内容及び事業計画を記載した書類	<input type="checkbox"/>
5	法人の場合は、法人登記事項証明書、個人の場合は、住民票の写し。	<input type="checkbox"/>
6	奨励措置の対象となる固定資産一覧	<input type="checkbox"/>
7	奨励措置の対象となる償却資産の明細書	<input type="checkbox"/>
8	奨励措置の対象となる土地及び家屋の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
9	奨励措置の対象となる土地の位置図（案内図）、公図及び実測図	<input type="checkbox"/>
10	奨励措置の対象となる建物の建築図面（配置図、平面図、立面図）	<input type="checkbox"/>
11	奨励措置の対象となる建物が新築の場合は、建築確認済証及び検査済証の写し	<input type="checkbox"/>
12	国税・都道府県税・市町村税の納付を証明する書類 ※	
	国税	法人税（所得税）・消費税 <input type="checkbox"/>
	都道府県税	法人・都道府県民税（都道府県民税）・事業税 <input type="checkbox"/>
	市町村税	法人町民税（町民税）・固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/>
13	その他（ ）	<input type="checkbox"/>
雇 用 奨 励 金		
1	奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	<input type="checkbox"/>
2	新規雇用従業員名簿	<input type="checkbox"/>
3	当該従業員を 継続して雇用していることを証する書類	<input type="checkbox"/>
4	雇用の日の1年前から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	<input type="checkbox"/>
5	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し	<input type="checkbox"/>
6	障害者であることを証する書類（条例第5条第2項の規定による加算を受ける場合）	<input type="checkbox"/>
7	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

※ 都道府県税・市町村税については、寒川町内に事業所がない場合は本社所在地の証明、町内に事業所がある場合は神奈川県・寒川町の証明をご用意ください。

(改正案)

寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置
適用申請の際にご提出いただく書類

固定資産税等の課税免除・不均一課税		
1	奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）適用申請書	<input type="checkbox"/>
2	土地の売買契約書、建物の工事請負契約書（売買契約書）の写し、土地、建物が賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
3	土地、建物及び償却資産に対する投下資本額を証する書類	<input type="checkbox"/>
4	事業内容及び事業計画を記載した書類	<input type="checkbox"/>
5	法人の場合は、法人登記事項証明書、個人の場合は、住民票の写し。	<input type="checkbox"/>
6	奨励措置の対象となる固定資産一覧	<input type="checkbox"/>
7	奨励措置の対象となる償却資産の明細書	<input type="checkbox"/>
8	奨励措置の対象となる土地及び家屋の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
9	奨励措置の対象となる土地の位置図（案内図）、公図及び実測図	<input type="checkbox"/>
10	奨励措置の対象となる建物の建築図面（配置図、平面図、立面図）	<input type="checkbox"/>
11	奨励措置の対象となる建物が新築の場合は、建築確認済証及び検査済証の写し	<input type="checkbox"/>
12	国税・都道府県税・市町村税の納付を証明する書類 ※	
	国税	法人税（所得税）・消費税 <input type="checkbox"/>
	都道府県税	法人・都道府県民税（都道府県民税）・事業税 <input type="checkbox"/>
	市町村税	法人町民税（町民税）・固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/>
13	その他（ ）	<input type="checkbox"/>
雇 用 奨 励 金		
1	奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	<input type="checkbox"/>
2	新規雇用従業員名簿	<input type="checkbox"/>
3	当該従業員を1年以上継続して雇用していることを証する書類	<input type="checkbox"/>
4	1年前から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	<input type="checkbox"/>
5	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

※ 都道府県税・市町村税については、寒川町内に事業所がない場合は本社所在地の証明、町内に事業所がある場合は神奈川県・寒川町の証明をご用意ください。

(現 行)

第4号様式 (第6条関係)

奨励措置(雇用奨励金)交付(不交付)決定通知書 年 月 日 様 寒川町長 印 年 月 日付けで申請のありました奨励措置(雇用奨励金)の交付については、次のとおり決定いたしましたので寒川町企業等の立地促進に関する条例第7条の規定により通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 適用します <input type="checkbox"/> 適用しません
奨励措置の内容	雇用奨励金 円を交付する。
雇用奨励金の内容 (1) 雇用奨励金の交付の対象となる事業所 所在地 名称 (2) 雇用奨励金の交付の対象となる従業員の数 人 (3) 雇用奨励金の額 円(従業員数 3.0万円× 人) (障害者加算 1.0万円× 人)	
交付しない理由	

(注) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(改正案)

第4号様式 (第6条関係)

奨励措置(雇用奨励金)交付(不交付)決定通知書 年 月 日 様 寒川町長 印 年 月 日付けで申請のありました奨励措置(雇用奨励金)の交付については、次のとおり決定いたしましたので寒川町企業等の立地促進に関する条例第7条の規定により通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 適用します <input type="checkbox"/> 適用しません
奨励措置の内容	雇用奨励金 円を交付する。
雇用奨励金の内容 (1) 雇用奨励金の交付の対象となる事業所 所在地 名称 (2) 雇用奨励金の交付の対象となる従業員の数 人 (3) 雇用奨励金の額 円(従業員数 万円× 人) (障害者加算 1.0万円× 人)	
交付しない理由	

(注) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。